記者発表資料

平成２５年　６月　６日
東 北 地 方 整 備 局

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について

建設業の法令遵守に向けた取り組みを実施
～平成２４年度は９５社に立入検査・報告徴取、４０社に勧告～

東北地方整備局では、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成１９年度に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

今年度の法令遵守活動にあたり、平成２４年度の活動結果及び平成２５年度の活動方針についてお知らせします。

＜発表記者会　：　宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話 022（225）2171（代表）
建政部　計画・建設産業課
建設業適正契約推進官　菊池（きくち）　孝（たかし）　（内線 6119）
建設専門官　大浦（おおうら）　圭二（けいじ）　（内線 6142）

「建設業法令遵守推進本部」の活動について

【平成２４年度の活動結果について】

１．推進本部に寄せられた通報件数

○通報件数　１１４件（５４件）

＜うち東日本大震災の復旧・復興工事に係る通報　２９件（　９件）＞

○通報のうち建設業法違反疑義情報　１５件（　６件）

＜うち東日本大震災の復旧・復興工事に係る通報　　３件（　２件）＞

※（　）内数は「駆け込みホットライン」への通報件数

【法令違反疑義情報の内容】

◆元下請負契約関係
（下請代金額決定方法不適切、契約書面交付義務違反、無許可業者との契約締結）
◆施工現場法令違反関係
（現場技術者専任義務違反、一括下請負）
◆その他
（無許可営業、営業所専任技術者不設置、施工体制台帳・施工体系図作成義務違反）

２．建設業者に対する立入検査等の実施件数

○立入検査・報告徴取の件数　９５社

＜うち「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」(※) 関係　３７社＞

※平成２４年１１月１９日及び平成２５年５月９日　国土交通省土地・建設産業局建設業課 発表

３．監督処分・勧告の実施概要

○「指示処分」（建設業法第２８条第１項）　**１社**

【処分理由】営業所専任技術者不設置、無届営業所での契約締結

○「勧告」（建設業法第４１条第１項）　**４０社**

＜うち「復旧・復興工事に係る法令遵守の徹底」関係　１０社＞

【勧告内訳】

◆下請代金の支払に係る法定支払期限の遵守・・・３７件
◆下請契約に係る契約書面の適正交付・・・・・・１９件
◆契約締結書面を適切な時期に交付・・・・・・・　５件
◆施工体制台帳の作成・・・・・・・・・・・・・　１件

※１件の勧告に複数の項目が含まれることがあるため勧告件数と内訳件数は一致しない。

４．「建設業取引適正化推進月間」（11月）の実施内容

国土交通省及び都道府県では１１月を「建設業取引適正化推進月間」として建設業の取引適正化に関し集中的に取り組んでいます。

平成２４年度の主な取組結果は次のとおりです。

・立入検査を集中的に実施
　大臣許可業者　２１社
　知事許可業者　１１社（県との合同立入検査）
・建設業者等を対象とした法令遵守に関する「講習会」を東北６県で開催

【平成２５年度の活動方針について】　（詳細別紙）

※主な取り組み

①建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施
②「建設業取引適正化推進月間」（１１月）における活動
③社会保険未加入企業対策の促進
④県知事許可部局との連携

別　紙

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部
平成２５年度 活動方針

【基本方針】

東北地方整備局では、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成１９年４月に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者への指導・監督を行っています。

東日本大震災の復旧・復興工事の本格化による復興需要増加に加え、政府の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において「東日本大震災からの復興加速」、「事前防災、減災のための国土強靱（じん）化の推進、災害への対応体制の強化等」が盛り込まれたことから、今後は更なる建設投資の増加が見込まれます。これに伴い、建設業における法令違反行為の増加が懸念されるため、不良不適格業者の排除、適正な取引・施工体制の確保に向けた法令遵守活動を推進していきます。

＜主な取り組み＞

１．建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施
（被災地における立入検査を昨年度に引き続き、国土交通本省、他の地方整備局等、被災３県と連携のうえ実施）

２．「建設業取引適正化推進月間」（１１月）における活動

３．社会保険未加入企業対策の促進

４．県知事許可部局との連携

【１】具体的な取り組み

１．建設業の法令遵守に向けた立入検査の実施

（１）検査対象

以下の建設業者に対して立入検査を行います。

① 元請下請間の取引の適正化に関する立入検査

○下請取引等実態調査(国土交通本省による調査)で指導項目があった業者
○過去に立入検査を実施し指導（勧告）を行った業者
○低入札価格調査制度対象工事の受注業者　等

② 一括下請負等の建設業法違反に関する通報に基づく立入検査

○駆け込みホットラインへの通報等で建設業法違反の疑義がある業者
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１１条の規定に基づき公共発注機関から通知があった業者　等

③ 東日本大震災の復旧・復興工事における建設業者への指導・監督

○被災３県で新たに大臣許可を取得した業者
○被災３県に営業所を新設した業者　等

（２）検査項目

以下の項目に重点を置き、立入検査による指導・監督を行います。

① 取引の適正化

○請負契約書の作成の有無、内容不備の有無
○合理的な理由のない請負代金の減額や未払いの有無
○ダンピング受注に係る下請負人へのしわ寄せの有無

② 施工体制の適正化

○施工体制台帳の作成の有無、内容不備の有無
○監理技術者、主任技術者及び営業所専任技術者の不適正な配置
○一括下請負の有無

③ 営業所の不適正な設置（いわゆる「名ばかり営業所」）

④ 経営事項審査の虚偽申請

２．「建設業取引適正化推進月間」（１１月）における活動

国土交通省及び都道府県において、１１月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしています。

今年度も次のとおり取り組みを行います。

① 建設業者を対象とした法令遵守の講習会の実施

② 立入検査の集中的な実施

３．社会保険未加入企業対策の促進

建設産業において、健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、法定福利費を適正に負担していない保険未加入企業が存在することから、企業間の公正な競争環境の整備、建設労働者、特に若年者の雇用の確保を目的に、保険加入促進に向け以下の対策を行います。

① 建設業許可、経営事項審査における保険未加入企業の確認及び指導

② 立入検査による確認及び指導

４．県知事許可部局との連携

建設業者への指導・監督を効果的に行うため、県の建設業許可部局と建設業法違反情報等について情報共有及び意見交換を行います。

【２】違反業者への対応

立入検査等の結果、悪質な違反が確認された場合には、監督処分等を行います。